



鳥取県公報

平成17年 2月22日(火)
第 7 6 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (98) (環境政策課)	1
	生産事業者の登録の失効 (99) (八頭地方農林振興局)	5
	都市計画の変更予定 (100) (都市計画課)	5
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課)	6
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (農政課)	8
	一般競争入札の実施 (出納室)	11
	公募型指名競争入札の実施 (企業局総務課)	13

告 示

鳥取県告示第98号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道

3 事業施行期間

昭和44年 4月23日から平成23年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分 米子市青木字青木屋敷、字落田、字上中山、字上宮ノ峯、字北ノ市、字窪田、字小ガタ、字澤田、字清水尻、字城下、字城下峯、字新宮、字新宮丸、字田、字大成ル山、字天ヶ谷、字天ヶ谷峯、字永江前、字永江屋敷、字中山、字乗越、字羽森、字羽森峯、字兵一ヶ浜、字前田、字松石、字丸山、字三崎谷平、字三崎谷ノ式、字道ノ下、字南宮塚、字宮塚、字宮ノ前上及び字宮ノ峯、朝日町、安倍字鴨谷、字北外濱、字荒神谷、字荒神森北、字三本松、字

清水尻、字清水尻中、字清水谷、字外濱、字駄道西、字駄道東、字天狗松下、字中山下、字二番川瀬、字船入、字船入沖、字俎板西地先の県有地及び字米川添、岩倉町、陰田町、榎原字落合河原及び字引掛、大崎字境中道西、字三拾間割、字六ツ割北中道西及び字六ツ割南中道西之貳、大谷町、尾高町、皆生字悪水西新田、字池口、字池口沖、字石河原ウド、字上野浪新田、字ウド口、字ウド口沖、字上場、字沖池口、字沖大境、字沖雁座、字沖河端、字温泉、字御建、字上沖林、字上川端、字上野浪新田、字河原、字北大境、字北砂池、字北離池、字北林ノ上、字小砂池、字小バイ、字下野浪新田、字下場、字下屋敷、字下沖林、字砂池沖、字砂池西、字高島屋新田、字土手ノ内、字中沖林、字長谷、字中野浪新田、字中道西灘端、字中屋敷、字灘端野浪新田、字西大池、字西雁座、字西灘端野浪新田、字西濱中、字西林ノ上、字西元屋敷、字離池沖山中、字林田、字東雁座、字東離池、字東林ノ上、字藤九郎新田、字丸池、字南大境、字南砂池、字南離池、字南濱中、字南林ノ上及び字村新田、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、兼久字稻場、字内海道、字上新田、字上新屋敷、字熊ノ内、字五ノ坪、字三ノ坪、字下新田、字新屋敷、字中大谷、字貳ノ坪、字八反坪、字横田土器免、字四ノ坪、字六ノ坪及び字渡り上り、上後藤一丁目、上後藤二丁目、上後藤三丁目、上後藤四丁目、上後藤五丁目、上後藤六丁目、上後藤七丁目、上後藤八丁目、上福原字一町田、字井手中江、字上大境、字大北浜ノ壱、字大澤、字上高砂、字上築田、字上六境、字河端、字北新田、字北中江、字北濱沖開、字北浜開、字北浜新田、字北浜新田ノ壱、字北浜新田之參、字北浜新田之貳、字北浜新田之壹、字北浜新田之四、字北浜ノ一、字北浜ノ二、字北浜ノ三、字北浜屋敷、字北浜山中、字小北浜添、字小澤、字下場、字下築田、字下場屋敷通、字大北浜ノ一、字高砂、字築田、字東北浜、字中大境、字中高砂、字中屋敷、字中葭津、字灘浜、字西立池、字灘濱、字西立池、字西中江、字西濱中、字西孫兵衛池、字西元屋敷、字西屋敷、字西屋敷添、字浜中井手添、字東中江、字東孫兵衛池、字東元屋敷、字孫兵衛池、字水貫、字道中江、字南元屋敷、字南屋敷、字南屋敷通、字元屋敷、字屋敷通及び字豊田屋敷、加茂町一丁目、加茂町二丁目、河崎字粟島境、字伊平治西、字大塚屋分、字大水落沖、字沖通り、字河崎団地、字源大西、字源助西、字源助前、字島新田悪水西、字新田悪水西、字高砂駄道西東、字伝次郎西、字長谷川西、字長谷川東、字長谷川平助前、字長谷川道東、字三柳境沖ノ一及び字矢倉灘道西、勝田町、観音寺字岩崎、字五反田、字オノ後、字三反田、字修理田、字外河原、字竹ノ下、字トイノ口上、字トイノ口下、字樋口、字久下及び字免ヶ坪、祇園町一丁目、祇園町二丁目から陰田町までの公有水面、錦海町一丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目、車尾字池ノ上、字石原新田、字壱町田、字上河原、字牛房田、字内河原、字大池端、字扇ヶ坪西、字北宮ノ前、字倉敷、字倉敷東、字三番割、字三番割西、字三番割東、字七人新田、字下前河原、字新地山下、字スゲサ、字砂ノ下、字高黒、字土橋、字土井、字西古川尻、字西屋敷下端、字野正、字野正西、字八ゼノ木、字端中江、字浜中砂ノ下、字東宮ノ前、字古川、字古道、字堀端、字前田、字前田走りに、字柳掘及び字油免、久米町、糺町一丁目、糺町二丁目、紺屋町、塩町、昭和町、未広町、諏訪字後谷及び字下ノ野ノ下も、大工町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、茶町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、永江字稲場、字上ノ谷、字南宮塔、字宮ノ前及び字宮ノ峯、中島字井手辺、字井手中江、字大境、字上井手中江、字上古池井手添、字狐山、字荒神前、字子割、字澤ノ上、字下井手中添、字高砂、字土橋、字長池、字中通、字西原、字西原大境、字墓ノ前、字樋ノ口、字保治田、字屋敷及び字壹本松、長砂町、中町、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、灘町三丁目地先の県有地、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、西倉吉町、西福原、西福原字宇治右衛門道西、字米川西、字西原悪水西、字西原悪水西上井出添、字西原新町道西米川添、字西原新町道東、字八反八畝通悪水西、字平八通東、字堀川尻、字堀川尻乙、字堀川尻己、字堀川

尻甲、字堀川尻丁、字堀川尻戊、字堀川尻丙、字堀川中、字米川向新町道西、字米川向鍋屋道西、字米川向鍋屋道東、字米川向鍋屋道東之貳及び字米川向之喰道西、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、西町、博勞町一丁目、博勞町二丁目、博勞町三丁目、博勞町四丁目、旗ヶ崎字赤江屋谷、字安倍界灘、字安倍境灘地先の県有地、字粟島界、字大波濤、字大波濤地先、字大波濤池地先の県有地、字柿ノ木谷、字柿ノ木谷灘、字柿ノ木灘地先の県有地、字柿ノ木道下夕、字熊澤流シ先、字熊澤流シ先地先の県有地、字熊澤山開、字熊澤山屋敷、字健花谷、字健花谷西、字荒神西灘、字荒神森西、字荒神屋敷下夕、字小林開、字呉服谷屋敷、字呉服屋開ノ壹、字呉服屋開ノ貳、字呉服屋開村界、字呉服屋地蔵下夕、字呉服屋流シ先、字呉服屋流シ西灘、字呉服屋流シ西灘地先の県有地、字呉服屋灘、字呉服屋灘地先の県有地、字呉服屋灘船道、字呉服屋東屋敷、字坂口新田、字坂口新田地先、字四軒屋灘、字拾耆牧谷、字石灰山、字調練場跡、字調練場西、字調練場山西、字長瀬谷、字長瀬谷西、字長瀬谷南、字野浪開、字野浪灘、字野浪灘地先の県有地、字野浪西灘、字野浪西灘地先の県有地、字旗ヶ崎ノ壹、字旗ヶ崎ノ五、字旗ヶ崎ノ貳、字旗ヶ崎ノ参、字旗ヶ崎ノ四、字旗ヶ崎ノ四、字不明山下夕、字道下安倍界、字屋敷谷西、字四軒茶屋、字四軒茶屋道西、字四軒屋灘及び字四軒屋灘地先の県有地、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎三丁目、旗ヶ崎四丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、旗ヶ崎八丁目、旗ヶ崎九丁目、花園町、東倉吉町、東福原字壹番割堂隈西、字大沢一、字大バ工、字沖林一、字沖林二、字沖林三、字沖林四、字沖林五、字沖林六、字沖林七、字沖林八、字沖林九、字沖林拾、字沖林拾壹、字沖林拾貳、字御建通大境、字北原七、字北原八、字荒神北及び字前田通重助田、東福原一丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、東町、東山町、彦名町字一番川、字岩屋下一、字宇田屋敷、字大谷下一、字角盤通、字角盤通二、字学校下一、字上宇田、字川中、字古地通一、字古地通二、字古地通三、字古地通四、字古地通五、字古地通六、字後藤川上一、字後藤川下一、字澤、字澤屋敷、字澤山、字三番川、字三番川二、字神社前、字新堀頭、字新堀通一、字新堀通二、字大吉一、字高瀬一、字高瀬川、字高山、字高山下、字出口、字天狗山、字堂ノ下一、字流田川、字流田川一、字流田川中、字長谷川東、字中道一、字中道二、字中道三、字中道四、字中道五、字中道六、字中村一、字二番川、字乗越川、字長谷川下、字長谷川西、字富士見山、字薬師下、字藪中下一、字四番川、字四番川頭、字坂口新田一、字二番川、字二番川中及び字二番川灘、日野町、日ノ出町、日原字穴田、字三反田、字正源寺、字妙見前、字八反坪、字前田、字道狭、字向田地主木、字向田、字屋敷前田及び字山之越、福市字青木平、字青木向、字岩屋、字王新田、字大谷ノ上、字上大谷、字上川端、字亀甲、字河平山、字神田奥、字岸边向、字御所原、字小深田、字古宮畑、字下大谷、字下筆、字大成、字竹ノ下、字谷浅、字鶴田、字寺屋敷、字天神谷、字天神ノ後、字中大谷、字中尾谷、字長畑、字式新庄、字式反所田、字能登、字東場、字東堀、字日ノ口、字日焼谷、字松ノ前、字道端、字南御所原、字宮畑ケ、字屋敷ノ上、字山市場、字吉塚谷、字吉塚ノ壹、字四日市、字四ツ塚谷及び字六反田、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、法勝寺町、万能町、三旗町、美吉、宗像字妙見前、字前田、字向田地主木及び字屋敷前田、明治町、目久美町、弥生町、陽田町、四日市町、米原字市庵東六拾間、字治右衛門道東六拾間、字治右衛門道西空地、字鴨谷、字吉佐衛門東空地、字吉佐衛門道西空地、字吉佐衛門道東六拾間、字三軒屋道西空地、字市庵道東六拾間、字治右衛門道西空地、字寺町谷、字伝四郎道西空地、字傳四郎道東六拾間、字南原、字遊仙山下及び字米原南並びに両三柳字市庵道添、字市庵道添空地、字市庵道添南空地、字河崎境、字小佐衛門開市庵道西、字小佐衛門開浜道添、字新街、字立石場空地、字高木灘道西、字堂ノ東、字中通空地、字文平沖通、字平八道東、字三保向一、字三保向二、字弥平道東空地、

字山中新川、字三右衛門道西、字三右衛門道西北、字平八道西、字堀川、字堀川尻及び字堀川尻北

(2) 使用の部分

追加する部分 米子市青木字青木屋敷、字上の谷、字大成ル山、字上宮ノ峯、字北ノ市、字新宮、字永江屋敷、字中山、字蓮田、字松石、字道ノ下、字南宮、字南宮裕、字宮裕及び字宮ノ峯の各全部並びに字稲場、字澤田、字清水尻、字新宮尻、字永江前、字兵一ケ市、字宮ノ前、字宮ノ前上及び字前田の各一部、朝日町の全部、愛宕町の一部、安倍字切貫谷、字清水尻中字清水尻灘、字清水尻西、字俎板西、字長瀬谷、字長瀬谷西、字船入、字船入沖及び字米川添の各全部並びに字一番川大頭、字後谷、字鴨谷、字北外濱、字切貫谷上、字切貫谷道西、字荒神谷、字荒神森北、字三本松、字清水尻、字清水谷、字外濱、字駄道西、字駄道東、字中山下及び字二番川瀬の各一部、岩倉町の全部、陰田町の一部、内町の全部、大崎字中海、字中海一及び字中海二の各全部、大谷町の一部、尾高町の全部、皆生一丁目の一部、皆生二丁目の一部、皆生三丁目の全部、皆生四丁目の全部、皆生五丁目の全部、皆生六丁目の全部、皆生温泉一丁目の全部、皆生温泉二丁目の全部、皆生温泉三丁目の一部、皆生温泉四丁目の一部、皆生新田一丁目の全部、皆生新田二丁目の一部、皆生新田三丁目の一部、角盤町一丁目の全部、角盤町二丁目の全部、角盤町三丁目の全部、角盤町四丁目の全部、兼久字大上屋敷の全部並びに字稲場、字上新屋敷、字岸边向及び字新屋敷の各一部、上後藤一丁目の全部、上後藤二丁目の全部、上後藤三丁目の全部、上後藤四丁目の全部、上後藤五丁目の全部、上後藤六丁目の全部、上後藤七丁目の全部、上後藤八丁目の全部、上福原字一町田、字井手中江、字大澤、字上立池、字上高砂、字上築田、字河端、字北中江、字小澤、字下築田、字高砂、字築田、字中江、字中高砂、字中葎池、字西立池、字西ノ前、字西孫兵衛池、字西葎池、字東中江、字東孫兵衛池、字孫兵衛池及び字道中江の各一部、上福原一丁目の一部、上福原二丁目の全部、上福原三丁目の全部、上福原四丁目の全部、上福原五丁目の全部、上福原六丁目の全部、上福原七丁目の全部、加茂町一丁目の全部、加茂町二丁目の全部、河崎字粟島境、字伊平治西、字大塚屋分、字沖通り、字大水落沖、字源助西、字源助前、字源大西、字新田悪水西、字高砂駄道西東、字駄道西東、字伝次郎西、字長谷川西、字谷川東、字長谷川道東及び字三柳境沖ノ一の各一部、勝田町の全部、観音寺字五反田及び字トイノ口の各全部並びに字岩崎ノ二、字外河原及び字戸上の各一部、観音寺新町一丁目の全部、観音寺新町二丁目の全部、観音寺新町三丁目の全部、観音寺新町四丁目の全部、観音寺新町五丁目の全部、祇園町一丁目の一部、祇園町二丁目の一部、義方町の全部、錦海町一丁目の全部、錦海町二丁目の全部、錦海町三丁目の全部、車尾字池ノ上、字壱町田、字扇ケ坪、字扇ケ坪西、字折返し、字影岩東平、字河原毛田、字源内佐、字小深田、字清水ノ上、字砂際、字角江、字縄道、字バンコウ山、字放生会田及び字油免の各全部、車尾一丁目の全部、車尾二丁目の全部、車尾三丁目の全部、車尾四丁目の全部、車尾五丁目の全部、車尾六丁目の全部、車尾七丁目の全部、車尾南一丁目の一部、車尾南二丁目の一部、久米町の全部、糺町一丁目の全部、糺町二丁目の全部、紺屋町の全部、三本松一丁目の全部、三本松二丁目の全部、三本松三丁目の全部、三本松四丁目の全部、塩町の全部、昭和町の全部、新開一丁目の全部、新開二丁目の全部、新開三丁目の一部、新開四丁目の一部、新開五丁目の全部、新開六丁目の全部、新開七丁目の全部、未広町の全部、大工町の全部、立町一丁目の全部、立町二丁目の全部、立町三丁目の全部、立町四丁目の全部、茶町の全部、寺町の全部、天神町一丁目の全部、天神町二丁目の全部、道笑町一丁目の全部、道笑町二丁目の全部、道笑町三丁目の全部、道笑町四丁目の一部、永江の全部、中島一丁目の一部、中島二丁目の全部、中町の全部、長砂町の一部、灘町一丁目の全部、灘町二丁目の全部、灘町三丁目の全部、錦町一丁目の全部、錦町二丁目の全部、錦町三丁目の全部、西倉吉町の全部、西福原字米川向新町道西の全部、西福原

一丁目の全部、西福原二丁目の全部、西福原三丁目の全部、西福原四丁目の全部、西福原五丁目の全部、西福原六丁目の全部、西福原七丁目の全部、西福原八丁目の全部、西福原九丁目の全部、西町の全部、博労町一丁目の全部、博労町二丁目の全部、博労町三丁目の全部、博労町四丁目の全部、旗ヶ崎の全部、旗ヶ崎一丁目の全部、旗ヶ崎二丁目の全部、旗ヶ崎三丁目の全部、旗ヶ崎四丁目の全部、旗ヶ崎五丁目の全部、旗ヶ崎六丁目の全部、旗ヶ崎七丁目の全部、旗ヶ崎八丁目の全部、旗ヶ崎九丁目の全部、花園町の全部、東倉吉町の全部、東福原一丁目の全部、東福原二丁目の一部、東福原三丁目の全部、東福原四丁目の一部、東福原五丁目の全部、東福原六丁目の全部、東福原七丁目の全部、東福原八丁目の全部、東町の全部、東山町の全部、彦名字一番川、字澤屋敷及び字高山の各全部並びに字宇田屋敷、字角盤通、字角盤通二、字上宇田、字川中、字坂口新田一、字澤、字澤山、字三番川、字三番川二、字神社前、字新堀頭、字新堀通一、字新堀通二、字高山下、字出口、字天狗山、字流田頭、字二番川、字二番川中、字二番川灘、字長谷川下、字長谷川西、字長谷川東、字富士見山、字薬師下、字四番川及び字四番川頭の各一部、日ノ出町一丁目の全部、日ノ出町二丁目の全部、日野町の全部、福市字青木平、字青木向、字岩屋、字上大谷、字神田奥、字御所原、字下大谷、字下筆、字主神谷、字大成、字大谷ノ上、字谷浅、字天神ノ後、字中大谷、字中尾谷、字長畑、字式新庄、字式反所田、字東場、字東堀、字日ノ口、字日焼谷、字松ノ前、字道端、字南御所原、字宮畑ケ、字屋敷ノ上、字山市場、字吉塚谷、字吉塚ノ巻、字四日市、字四ツ塚谷及び字六反田の各全部並びに字井手添、字上川端、字亀甲、字川平山、字岸辺向、字古宮畑、字寺屋敷、字西角田及び字能登の各一部、富士見町の全部、富士見町一丁目の全部、富士見町二丁目の全部、法勝寺町の全部、万能町の全部、三旗町の全部、美吉字下ノドウ、字天場及び字屋敷前田の各全部並びに字京女良、字谷ノ前及び字中沢の各一部、明治町の全部、目久美町の一部、弥生町の全部、陽田町の全部、四日市町の全部、米原一丁目の全部、米原二丁目の全部、米原三丁目の全部、米原四丁目の全部、米原六丁目の全部、米原七丁目の一部、米原八丁目の一部並びに両三柳字堀川の全部並びに字河崎境、字三右衛門道西北、字高木灘道西、字文平沖通、字平八道西、字平八道東、字堀川尻北、字三保向ノ一、字三保向ノ二及び字山中新川の各一部

鳥取県告示第99号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成17年 2月22日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の住所地
110	青木 康禮	八頭郡智頭町大字尾見117	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	青木康禮苗畑	八頭郡智頭町大字尾見
206	岡田 啓一	八頭郡智頭町大字西谷479	〃	岡田苗畑	八頭郡智頭町大字西谷

鳥取県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成17年2月22日から同年3月8日まで鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町役場（岩美郡岩美町浦富675-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成17年3月8日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路3・5・6号駟馳山浦富海岸線

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

岩美郡岩美町大字浦富字下町西側

変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字越後谷、字下七山、字駟馳山、字入道谷、字沓掛ケ、字清水、字石橋ノ一、字西前田、字西町田、字中町田、字東町田、字日比野前、字下新川端、字下高縄手、字三通り田、字高縄手、字柳ケ坪、字蔵ノ後及び字大坪、大字岩本字森ノ木、字稲土居、字松葉、字町田、字大曲り、字丸山、字中縄手、字田江、字五輪鼻、字五輪鼻山、字溝黒山、字溝黒、字新道、字松山口、字上新道及び字石原谷、大字浦富字新田、字石ケ瀬、字坊谷、字清水前、字坊谷口、字甥子谷口、字坊谷、字甥子谷、字堤下、字城ノ谷口、字小堤、字浄玄、字柿ケ岡、字下町東側、字上町南側、字上町北側、字上町上上、字中浜及び字浜通並びに大字牧谷字砂浜及び字吉田屋敷上

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年1月28日付鳥取県告示第45号）の内容

（告示の内容）

（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

遠藤 久男	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3265の3
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の3
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の4

遠藤 幸枝	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の1
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の2
亀尾 征治	西伯郡南部町大木屋字五輪峠山578の1 (次の図に示す部分に限る。)
木下 正知	西伯郡南部町大木屋字吉ヶ奥512の1
〃	西伯郡南部町大木屋字吉ヶ奥512の2
西村 定子	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の1
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の2
西島 理哲	西伯郡南部町大木屋字吉兵衛谷389
〃	西伯郡南部町大木屋字田ノ奥532
〃	西伯郡南部町大木屋字ナメラ谷470
福田 善作	西伯郡南部町大木屋字母里山576
藤井 キクエ	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3265の1
〃	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3265の2
〃	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3265の3
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の1
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の2
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の3
〃	西伯郡南部町下中谷字寺谷山3309の4
都田 花枝	西伯郡南部町上中谷字笹畑東山2の1
〃	西伯郡南部町上中谷字笹畑東山2の6
〃	西伯郡南部町上中谷字笹畑東山2の7
都田 美満	西伯郡南部町上中谷字笹畑東山2の2
宮本 六四郎	西伯郡南部町大木屋字母里山576

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 南部町役場

4 通知の保管場所 鳥取県森林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年 2月 4日付鳥取県告示第67号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

足立 長八	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3269の 1
遠藤 久男	〃
大田 義規	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3274
大田 良司	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3272
〃	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3273
西村 政雄	西伯郡南部町下中谷字金ヶ谷3195の13
〃	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3265の 4
〃	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3269の 1
矢吹 半二郎	西伯郡南部町下中谷字驛牛山3265の 4

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 南部町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県森林水産部森林保全課

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 ふるさと林道安蔵線（安蔵工区）開設工事のうち法面工事
- (2) 工事場所 鳥取市河内
- (3) 工事内容

本件工事は、ふるさと林道安蔵線（安蔵工区）開設工事のうち切取り法面の法面処理工事を行うものである。

- (4) 工事の規模及び構造等

施工延長 L = 40メートル

切土	4,765立方メートル
法面保護工（現場吹付法砕工）	1,773平方メートル
グラウンドアンカー	20本

- (5) 工 期 平成17年9月30日まで
- (6) 予定価格 72,418,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) とび・土工工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、法面処理工事に係るものを有し、かつ、法面処理工事（グラウンドアンカー）及び法面処理工事（吹付法砕工・モルタルコンクリート吹付工）の指名選定業者であること。
- (5) 平成17年2月22日（火）から同年3月8日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成16年4月1日（木）から平成17年3月8日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成12年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している、20本以上のアンカーを施工したグラウンドアンカー工の工事を元請として受注し、かつ、下請業者の施工によらず自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (9) 次に掲げる職員を有すること。この場合において、ア及びイに掲げる者は、相互に兼ねることができる。
 - ア 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）として専任で配置することができるもの
 - (ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
 - (イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術

検定に合格した者であり、かつ、とび・土工工事業について同法第 27条の18第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

イ 社団法人日本アンカー協会の行うグラウンドアンカー施工士の資格試験に合格し、その認定証の交付を受けている常勤職員を本件工事の施工期間中専任で配置することができる者

(10) 法面保護工に係る工事価格が25百万円及びグラウンドアンカー工に係る工事価格が9百万円の部分について、当該部分の工事に従事する技術者及び作業員の2分の1以上を、常勤職員として雇用している者により充当することができる職員体制を有していること。

(11) 次に掲げる機械を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用していること。

ア ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械で、出力が37キロワット以上のものに限る。）

イ グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。）

ウ グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

エ モルタル吹付機（モルタル及び植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）

オ 計量器（モルタルの材料及び種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定・管理する装置をいう。）

カ ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）

3 請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取県鳥取地方農林振興局閲覧室 鳥取市立川町六丁目176

4 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年2月22日（火）から同年3月8日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nourin/nyuusatujouhou/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年2月22日（火）から同年3月8日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方農林振興局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方農林振興局総務課

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成17年3月8日(火)午後4時までには到着したものに限り受け付ける。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を指名審査委員会に諮り、審査の上、競争入札参加者を指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方農林振興局総務課(電話0857-20-3552)である。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる者に加え、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(9) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

「とっとり県政だより」の印刷業務 1回につき212,500部 12回発行

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が印刷類に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年3月10日(木)午後5時までに4の(1)場所に提出すること。

- (3) 平成17年2月22日(火)から同年4月7日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年3月3日(木)午後1時30分

鳥取県出納局出納室入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年4月5日(火)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県出納局出納室入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年3月17日(木)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した印刷に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing of "Tottori Kensei Dayori" (Prefectural newsletter), 212,500 × 12copies distributed

(2) March 10, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 5, 2005 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

April 5, 2005 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取放牧場風力発電所建設事業のうち発電所建設工事

(2) 工事場所 鳥取市越路外

(3) 工事内容 本件工事は、三菱重工業製MW T - 1000 A (1,000キロワット)の風車3台を県が指定する場所に納入し、据付調整を行うものである。

(4) 工事の規模

ア 風車発電設備 3基

機種：三菱重工業製 MW T - 1000 A

出力：1,000キロワット

高さ：98.7メートル（タワー部68メートル） ローター直径：61.4メートル

イ 風力発電設備工事	一式
ウ 受変電設備工事	一式
エ 監視制御設備工事	一式
オ 構内配線設備工事	一式
カ 基礎他工事	一式

(5) 工 期 平成17年3月から平成18年2月10日まで

(6) 予定価格 592,305,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 2者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、電気工事に係るものを有すること。

ウ 平成17年2月22日（火）から同年3月7日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成16年4月1日（木）から平成17年3月7日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している風力発電施設（事業用電気工作物に限る。）に係る据付工事を元請として施工した実績（共同企業体による実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したのものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者で、電気工事業について同法第27条の18第1項の監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。

(エ) 主任技術者又は監理技術者の工事経験については、風力発電施設に係る据付工事を施工管理した実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格のうち、電気工事業のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された電気工事における総合点数が980点以上であること。

イ 県外に本店を有する者にあつては、次に掲げる基準をすべて満たすこと。

(ア) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成17年2月10日)までの間にある者に限る。)の結果における電気工事の総合評点が860点以上であること。

(イ) 県内に支店を有し、当該支店に常時勤務する技術職員が20名以上いること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のウの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、(3)のウの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年2月22日(火)から同年3月7日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/kigyounyusatu/nyusatu.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付時期及び時間

平成17年2月22日(火)から同年3月7日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課経営企画室(鳥取県庁第2庁舎2階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)の(ア)に同じ。

イ 提出場所

(1)の(イ)に同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者はすべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課経営企画室(電話番号0857-26-7445)と

- する。
- (2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
 - (3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
 - (5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
 - (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
 - (7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
 - (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をした共同企業体を落札者とする。
 - (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
 - (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のウ及び(4)のウに該当する主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)のウの(ア)に掲げる基準を満たす1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。
 - (11) 技術資料等を提出した者のうち、2に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。